

## 志田陽子編『あたらしい表現活動と法』

著作権法の改正等にもない 2022 年 12 月 1 日 初版第 2 刷で以下を改めました。  
武蔵野美術大学出版局（2023 年 1 月 20 日）

### p.26\_下から 12 行目に赤字を加筆

禁止用語、**現在は使われていない**）や、

### p.47\_最終行の次に、新たな段落として以下を加筆

なお、SNS 上の誹謗中傷の弊害が深刻になったことを受けて、2021 年、この「プロバイダ責任制限法」が一部改正され、被害者が加害発信者の情報開示を請求できる範囲が広くなり、また、裁判を起こす手続きが従来よりも簡便になった（2022 年 10 月 1 日より施行）。

### p.50\_図の中央の文字を赤字に修正

他者の権利との衝突を調整する必要

### p.62\_本文の最終行の次に、新たな段落として以下を加筆（column の上）

現在では、ネット上の情報共有の特性に伴い、個人の犯罪歴などがいつまでも消えずに検索表示される場合に、記事の削除（通常の差し止め）よりも積極的に、検索表示されることを止める作業を検索サービス業者に求める裁判が相次いでいる。これが認められるとしたらどのような場合か、「プライバシー」や「忘れられる権利」の問題として議論されている。

### p.119\_本文の上から 5 行目に赤字を加筆

権利の発生に**出願**・登録が必要

### p.120（表内）\_標識法の商標法に赤字を加筆

不正競争防止法第 2 条 1 項 1 号、**同** 2 号

### p.120（表内）\_意匠法の保護期間

**出願日**から **25** 年

### p.120（表内）\_著作権法の保護期間

創作時から作者者の生存中および死後 **70** 年（原則）

### p.127\_16-17 行目「、マツモトキヨシ（ドラッグストア）」を削除

### p.129\_下から 2 行目～p.130 の 2 行目、下線部をトル

登録出願の際には商品・役務を指定するのは前述の通りだが、商標権の効力は、商品・役務の区分の、同一カテゴリーの商品・役務に対してのみ及び、分類の異なるものには効力が及ばないのが原則だ。しかし商標によって引き起こされる混同を抑止するというのが

### p.130\_3 行目に赤字を加筆

厳密には**登録された商標**と分類が異なっても、

### p.130\_7 行目に以下を加筆

商標法 6 条 3 項でも、商品・役務の区分は、商品または役務の類似の範囲を定めるものではないと規定している。つまり、異なる区分でも商品・役務が類似していると判断される場合もあり、逆に、同じ区分でも商品・役務は類似していないという場合もあるということだ。

### p.148\_5 行目、② を ③ に修正

### p.154\_5～6 行目、赤字を加筆

操作画面のデザインや**画像**、**建築物**、**内装のデザイン**も保護対象になった。

### p.155\_下から 7 行目に赤字を加筆

組み物の**意匠**

### p.156\_2 行目に以下を加筆

**画像意匠**

令和元年改正により、登録が認められるようになった意匠。インターネットサービスの多様化やスマートフォンの普及により、アプリ等の画像や物品以外の場所に投影される画像のデザインも、製品の利便性を左右する重要な役割を担うようになった。そこで、画像のデザインに保護を与えイノベーションを促進するという趣旨から、画像のデザインが意匠法で保護できるようになった。

例) アプリのアイコン用画像、ウェブサイトの商品購入用画像等

**建築物の意匠**

同じく令和元年改正により、登録が認められるようになった意匠。これまで、意匠

法で保護される「物品」は、有体物である動産を意味しており、不動産である「建築物」は意匠登録が認められていなかった。しかし近年、店舗の外観に工夫をこらしてブランド価値を創出する事例が増えてきている他、住宅販売においても、その形状やデザインをアピールポイントに販売活動を行う不動産会社も増えているなど、建築物のデザインの重要性が増している。こうした現状を鑑みて、「建築物」が新たに意匠法の対象となった。

#### 内装の意匠

同じく令和元年改正により、登録が認められるようになった意匠。昨今、空間全体のデザインを重視し、企業が内装のデザインに工夫をこらしてブランド価値を創出する事例が増えていることに鑑み、家具や什器等の複数の物品等の組み合わせや配置、壁や床等の装飾により構成される内装が、全体として統一的な美感を起こさせるときは、1つの意匠として意匠登録ができるようになった。

#### 動的意匠（動きのある意匠）

形状等がその機能に基づいて変化する場合、その形状ごとに意匠登録する必要はなく、1つの願書で動的意匠として出願・登録ができる。

例) 形が自動車に変形するロボットの玩具

#### p.156\_下から3行目に赤字を加筆修正

意匠権の存続期間は、**出願登録の日**から**25年（令和元年改正）**である。

#### p.174\_下から2行目に赤字を加筆修正

可能性という観点から判断する判決が**主流になりつつある**傾向にあり、

#### p.206\_下から9～14行目を削除

#### p.206\_最終行に赤字を加筆

(=美術館に**作品**の所有)

#### p.222\_下から2行目に、赤字を加筆修正

実効的な制度ではなくなり、**私的録画補償金の請求・受領を行っていた私的録画補償金管理協会（SARVH）は2015年3月31日付で解散した。**

#### p.251\_3行目を赤字に修正

著作者の生存中およびその死亡後**70年**である。

#### p.251\_下から2行目を赤字に修正

「著作者の死後**70年**」

#### p.252\_下から7～6行目を赤字に修正

起算して**70年**を経過したときをもって満了する。

#### p.253\_本文の1～2行目を赤字に修正

著作者の死後**70年**である。

#### p.253\_本文の11行目を赤字に修正

1月1日から起算して**70年**を経過した**2070年**の

#### p.253\_本文の13行目「ちなみに、」から「壺井栄（1967年没）がいる。」までを削除

#### p.253\_下から4行目を赤字に修正

著作物の公表後**70年**。

#### p.254\_2～4行目を赤字に修正

その著作物の公表後**70年**。ただし、これらの団体名義の著作物が創作後**70年**以内に公表されない場合には、その創作後**70年**となる。

#### p.255\_冒頭に以下を加筆

従来、日本の著作権法では、著作権の保護期間は原則として著作者の死後50年までとされてきた。しかし、

#### p.255\_本文3行目を赤字に修正

TPP（環太平洋**パートナーシップ**協定）

#### p.255\_本文5～6行目を赤字に修正

議論された。

#### p.255\_本文12行目を赤字に修正

根拠にあげていた。

#### p.255\_本文 19 行目を赤字に修正

論拠としてあげていた。

#### p.255\_本文 19 行目の次に、新たな段落として以下を加筆

両者の激しい議論の末、TPP 整備法により著作権法の改正がなされ、2018 年 12 月 30 日から著作権の保護期間が原則、著作者の死後 50 年から 70 年に延長されることとなった。この結果、その後 20 年に渡って新たなパブリック・ドメイン入り作品は生まれないことになった。

#### p.264\_本文の下から 2 行目を赤字に修正

実演が行われたときから 70 年

#### p.267\_1～2 行目を赤字に修正

れた時から 70 年となっている。音の固定から 70 年以内に発行されなければ、音の固定から 70 年となる。

#### p.290\_最終行「これは、」以下、次ページの 5 行目までを以下に差し替える

2019 年、自治体主催の公的芸術祭「あいちトリエンナーレ 2019」の中の企画展「表現の不自由展・その後」が一部の市民から激しい抗議を受けた。この問題をきっかけに、現在、この分野の法的議論が活発となっている<sup>\*11</sup>。

#### p.299\_3 行目に赤字を加筆

「博物館法」(2022 年(令和 4)年一部改正) 2 条 1 項は、

#### p.308\_註 11 の冒頭に以下を加筆

代表的なものとして、

#### p.308\_註 11 の末尾に以下を加筆

、「特集・芸術と表現の自由」『法学セミナー』786 号(2020 年 7 月号)、志田陽子「文化芸術と教育と公共市民文化」『教育』897 号(2020 年 10 月号)など。

以上